

第9期 佐賀市分別収集計画

令和元年7月

佐 賀 市

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	8
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	9
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	10

1 計画策定の意義

本市は、北部の脊振・天山山系、南部の有明海、そして、北部の山間地から平野を下り有明海に注ぐ嘉瀬川、南東部には筑後川が流れ、また、中南部の平野部は、クリークが縦横に巡る肥沃で豊かな自然に恵まれた佐賀平野で形成されており、「守り、育み、未来をつくる トンボ飛び交うまち さが」を望ましい環境将来像に掲げ、自然と調和した持続的発展が可能な社会の実現に取り組んでいる。

地球の資源やエネルギーは、ほとんどが限りあるもので、高度経済成長以降の大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた生活は、環境に多大な負荷を与えている。本市においても例外ではなく、次代の子どもたちのためにも、循環型社会への転換を行う必要性が高まっており、市民、地域、事業所、行政が、連携・協力しながら取組を進めるため、平成22年2月13日には「環境都市宣言」を行った。

このような状況のなか、本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号、以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大勢を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民、事業者、行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用（3R）を推進し、循環型社会の構築を図る
- (2) 市民、事業者、行政が一体となった取組による環境負荷の低減
- (3) 環境教育及び啓発活動の充実

3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール及びペットボトルを対象とする。

なお、紙製容器包装については、雑誌類として混合収集し、混合状態で再商品化に取り組むものとする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

本計画の対象地域は佐賀市（諸富町及び三瀬地区を除く。）とし、諸富町及び三瀬地区については、脊振共同塵芥処理組合の計画によるものとする。

(単位：t)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	16,326	16,162	16,015	15,912	15,723

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) 各種メディアによる啓発

市報、ホームページ、生活情報誌等各種メディア等を利用したPR活動等を実施し、ごみの減量、再資源化等に関する情報を提供し、この周知と普及を図る。また、「ごみカレンダー・分別表」をはじめとする各種啓発用冊子を作成し、更なる周知徹底に努める。

(2) 清掃工場及び環境学習の拠点「佐賀市エコプラザ」における啓発

市内の小・中学生を対象とした清掃工場の見学に対するバス借上制度の利用

を促進し、ごみ処理の現況に接してもらふことで、ごみの減量化や分別徹底等の意義及び効果を認識してもらふ。

また、「佐賀市エコプラザ」においては、情報交換の場の提供や粗大ごみ等の再利用を促進し、ものを大切に長く使ってもらふことの啓発—及び環境に対する意識の向上を目指す。

(3) 地域における取組の促進

ごみステーション維持管理活動補助金制度の利用を促進し、各地域において、ごみの分別指導等を行い、また、出前講座などにより職員による啓発を行うことで、ごみの減量化や分別徹底を図る。

(4) 小売店等における取組の促進

買い物袋持参運動、トレイの自主回収等に積極的に取り組むスーパー等の販売店については、ホームページ等で広報を行い、容器包装の排出抑制や再資源化の推進を図る。

(5) ごみ多量排出事業者への「事業系ごみ減量化計画書」提出義務化

年間36トン以上の事業系一般廃棄物を排出している多量排出事業者に対して「廃棄物減量等推進責任者」の選任や「事業系一般廃棄物の減量に関する計画書」作成及び市長への提出を義務付けることで、事業系ごみの減量化や分別徹底を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分
(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		資源物（ビン・缶）
主としてアルミ製の容器		
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		資源物（紙類） 小区分：牛乳パック（500ml以上）
主として段ボール製の容器		資源物（紙類） 小区分：ダンボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		資源物（ペットボトル）

※混合収集分

主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	資源物（紙類） 小区分：雑誌・包装紙・箱類
------------------------	--------------------------

※「主として紙製の容器包装であって上記以外のもの」については、「雑誌・包装紙・箱類」として混合収集後、混合状態で再資源化を行う。

**8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)**

(単位：t)

	令和 2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	175.5		167.6		160.1		152.9		146.0	
主としてアルミ製の容器	258.5		257.2		255.9		254.6		253.3	
無色のガラス製容器	(合計) 581.8		(合計) 575.4		(合計) 569.1		(合計) 562.8		(合計) 556.6	
	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)
	581.8	0	575.4	0	569.1	0	562.8	0	556.6	0
茶色のガラス製容器	(合計) 512.5		(合計) 497.1		(合計) 482.2		(合計) 467.7		(合計) 453.7	
	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)
	512.5	0	497.1	0	482.2	0	467.7	0	453.7	0
その他のガラス製容器	(合計) 231.8		(合計) 226.2		(合計) 220.8		(合計) 215.5		(合計) 210.3	
	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)
	231.8	0	226.2	0	220.8	0	215.5	0	210.3	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	8.6		8.5		8.4		8.3		8.2	
主として段ボール製の容器	577.5		561.3		545.6		530.3		515.5	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 488.4		(合計) 501.1		(合計) 514.1		(合計) 527.5		(合計) 541.2	
	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)
	488.4	0	501.1	0	514.1	0	527.5	0	541.2	0

※混合収集分・・・混合収集する量を示す

主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1116.8		(合計) 1084.4		(合計) 1053.0		(合計) 1022.5		(合計) 992.8	
	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)
	0	1116.8	0	1084.4	0	1053.0	0	1022.5	0	992.8

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 対前年度の分別基準適合物の収集量×直近年度（平成27～30年度）における分別基準適合物の収集実績変動率（対前年度比）の相乗平均値

分別基準適合物の収集量

（単位：t）

容器包装廃棄物の種類	平成30年度実績	令和元年度見込
主としてスチール製の容器	192.5	183.8
主としてアルミ製の容器	261.1	259.8
無色のガラス製容器	594.8	588.3
茶色のガラス製容器	544.6	528.3
その他のガラス製容器	243.3	237.5
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	8.8	8.7
主として段ボール製の容器	611.2	594.1
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	463.9	476.0

※混合収集分・・・混合収集した量を示す

主として紙製の容器であって上記以外のもの	1184.6	1150.2
----------------------	--------	--------

また、直近年度（平成27～30年度）における分別基準適合物の収集実績変動率（対前年度比）の相乗平均値は、次のとおり設定した。

直近年度（平成27～30年度）収集実績変動率の相乗平均値
（単位：％）

容器包装廃棄物の種類	変動率相乗平均値
主としてスチール製の容器	95.5
主としてアルミ製の容器	99.5
無色のガラス製容器	98.9
茶色のガラス製容器	97.0
その他のガラス製容器	97.6
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのも（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	98.3
主として段ボール製の容器	97.2
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのも	102.6

※混合収集分・・・混合収集した量を示す

主として紙製の容器であって上記以外のもの	97.1
----------------------	------

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段 階
金属	スチール製容器	資源物 (ビン・缶)	市による定期収集 (委託)	市
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器			
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	資源物 (紙類) 小区分：牛乳パック (500ml 以上)	市による定期収集 (直営・委託) 又は 住民団体による集団 回収	市又は民間業者
	段ボール	資源物 (紙類) 小区分：ダンボール	市による定期収集 (直営・委託) 又は 住民団体による集団 回収	市又は民間業者
プラスチック	ペットボトル	資源物 (ペットボトル)	市による定期収集 (直営・委託)	市

※混合収集分

紙類	その他の紙製容器包装	資源物 (紙類) 小区分：雑誌・包装 紙・箱類	市による定期収集 (直営・委託) 又は 住民団体による集団 回収	市又は民間業者
----	------------	-------------------------------	---	---------

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

缶・ガラスビンについては、佐賀市廃棄物最終処分場に隣接する株式会社佐賀資源化センターで選別・圧縮・保管する。

飲料用紙製容器包装及びその他紙製容器包装については、佐賀市清掃工場で選別・保管する。

段ボール及びペットボトルについては、佐賀市清掃工場で選別・圧縮・保管する。

なお、久保田町においては、王子マテリア株式会社佐賀工場で飲料用紙製容器、段ボール及びその他の紙製容器包装の選別・保管を行う。

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	資源物 (ビン・缶)	袋	ダンプ車	株式会社佐賀資源化センター (選別・圧縮・保管) 主要機器：金属圧縮機 能力：3.15 t/h
アルミ製容器				
無色のガラス製容器				
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	資源物（紙類） 小区分：牛乳パック (500ml 以上)	縛る	パッカー車	・佐賀市清掃工場 (選別・保管) ・王子マテリア株式会社 佐賀工場 (選別・保管)
段ボール	資源物（紙類） 小区分：ダンボール			・佐賀市清掃工場 (選別・圧縮・保管) 主要機器：紙類圧縮梱包設備 能力：9 t/5h ・王子マテリア株式会社 佐賀工場 (選別・保管)
ペットボトル	資源物 (ペットボトル)			佐賀市清掃工場 (選別・圧縮・保管) 主要機器：ペットボトル減容梱包設備 能力：2 t/5h

※混合収集分

<p>その他の紙製容器包装</p>	<p>資源物（紙類） 小区分：雑誌・包装紙・箱類</p>	<p>縛る 又は紙袋</p>	<p>パッカー車</p>	<p>・佐賀市清掃工場 （選別・圧縮・保管） 主要機器：紙類圧縮梱包設備 能力：9 t /5h ・王子マテリア株式会社 佐賀工場 （選別・保管）</p>
-------------------	---	-----------------------------	--------------	--

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 住民団体による資源物の集団回収を促進するため、集団回収を実施する団体には奨励金を交付する。また、佐賀市環境保健推進協議会や出前講座を通じ、本制度の積極的な利用を呼びかける。
- (2) 市民が分別しやすいよう、菓子箱や小型の紙類を家庭にある紙袋に入れて排出できるようにすることで、燃えるごみに多く含まれる紙類の分別の徹底、資源化を進めて行く。